

●香川県告示第57号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条第1項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和元年7月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

| 指 定<br>年月日    | 指定番号       | 施 術 者 | 住 所           | 診療科目<br>(業務の種類) |
|---------------|------------|-------|---------------|-----------------|
| 令和元年<br>5月30日 | 香生施<br>405 | 矢田 大貴 | 木田郡三木町平木22番地1 | あん摩・マッ<br>サージ   |
| 令和元年<br>5月30日 | 香生施<br>406 | 矢田 大貴 | 木田郡三木町平木22番地1 | はり<br>きゅう       |
| 令和元年<br>6月12日 | 香生施<br>407 | 宮武 朋輝 | 丸亀市垂水町2968番地8 | はり<br>きゅう       |